

第 号 年 月 日発行		指定種苗検査職員 の身分証明書
写真		
職 名	氏 名	
生 年 月 日		

種出法（抄） （研究機構等による指定種苗の集取） 第六十三条 農林水産大臣は、必要があるときは、農林水産省で定める区分により、研究機構又は独立行政法人政策改良センター（以下「研究機構等」という。）に、種出業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、待価（（一）つてその対価を又払わなければならない。）を定めない。 2・3（略） 4 第一項の場合において種出業者の要求があつたときは、同項の規定により集取をする研究機構等の職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。	（産出種出等の罪） 第七十一 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一（略） 二 正當な理由がないのに第六十二 条第一項の集取を拒み、妨げ又は忌避した者 三（略） （種出法施行令（抄）） （都道府県が処理する事務） 第八 条（略） 2 第六十二 条及び第六十五 条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稲、大麦、はたが麦、小麦及び大豆の種苗に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、種苗の流通の適正化を図るため特に必要があるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務（（一）域種出業者に関するものに限る。）を行つことを妨げない。 3・4（略）
--	---

（備考）中央点線の所から二つ折りとすること。